

建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者等の雇用期間の要件について

建設工事における現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐について、雇用期間の要件を次のとおり取り扱うこととする。

1 雇用期間の要件

雇用期間の要件は表 1 のとおりとする。

表 1 雇用期間の要件

区分	現場代理人・主任（監理）技術者届及び監理技術者補佐設置届提出時	現場代理人・主任（監理）技術者変更届及び監理技術者補佐変更届提出時
現場代理人	契約締結日に雇用関係があること。	本市がやむを得ない理由があると認める場合に限り変更を認める。この場合、原則として左欄と同等であること。
建設業法上の専任を要しない主任技術者	入札の申込のあった日以前に雇用関係があること。	
建設業法上の専任を要する主任技術者及び専任特例 1 号により兼務する主任技術者	入札の申込のあった日以前に 3 か月以上の雇用期間があること。	
監理技術者及び専任特例 1 号又は 2 号により兼務する監理技術者		
監理技術者補佐		

2 適用年月日

令和 7 年 12 月 2 日以降に配置技術者等の雇用関係を確認する必要がある案件から対象とする。